

ねらわれる!! 18歳高校生

令和4年(2022年)4月1日以降 **18歳から成人に!!**

成人になったら...

親の同意がなくても
契約を1人で結ぶことが
できます

**契約が
できます**

成人になったばかりの
18歳が悪質業者に
ねらわれます

**ねらわれ
ます**

高校生でも
クレジットカードを
作ることができたり
ローンを組む
ことができます

高校在学中に
マルチ商法の被害に
あう恐れがあります
友人等を勧誘し
加害者になることも!!

親の同意がない
契約を取り消せる
「未成年者取消権」が
18歳からなくなります

**取り消せ
ません**

卒業後、親元を離れ1人暮らしを
する場合、相談できずに
トラブルが拡大することが多い!!

知っておこう!
友達登録はコチラ

契約トラブルで
困ったら...

藤枝市消費生活センター

☎054-643-3305 (受付時間
平日9時~16時)

消費者ホットライン ☎1.8.8. (受付時間 土日・祝日10時~16時)

公式
LINE

消費者庁
若者ナビ!



国民生活
センター



要
注
意

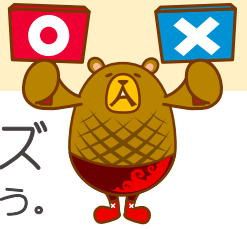


賢く
始めよう

18才で大人の仲間入り

成年になると何がどうなるの？

夢がふくらむ新成人。自分の意思だけで契約ができるようになりますが、その分責任と義務も生じます。トラブル回避のポイントをチェックしてみましょう。



18才からあなたも成年!! 何ができるか? ○×クイズ

18才から(親の同意がなくても)できることに○ できないことに×をつけてみよう。

1 飲酒、喫煙ができる	6 ローンを組んで自動車を購入できる
2 自分名義のクレジットカードを作れる	7 一人暮らしの部屋を借りられる
3 性別変更の申し立てが行える	8 スマートフォンの契約ができる
4 結婚ができる	9 10年有効のパスポートが取得できる
5 競馬や競輪などの投票券を買える	10 国民年金の加入

答えは下にあります

Q. 18才(成年)がする契約の注意点を教えてください。

A. 自分1人でできる「契約」に注意が必要です。親の同意がない「契約」を取り消すことができる「**未成年者取消権**」が使えません。

そのため

新成人となる18才、19才は悪質業者に狙われやすくなります。

※10~20代では美容関連や儲け話のトラブルが多発しています。

消費者トラブルから身を守る心構え

- 自分は大丈夫と思わない
- こんな場面に注意する
 - ・ 信頼している人から勧誘される ・ SNSで知り合った人が勧めてくる
 - ・ 「スゴイ人」「素敵なお人」が勧めてくる ・ 相手から優しくされる
 - ・ 「限定200名」「今だけ」「超レア」など、特別感を強調される
- 疑問を持つ
 - ・ 広告やセールストークにうそはないか考える
- はっきりと断る
 - ・ 「必要ありません」「契約しません」「お断りします」
- ひとりで悩まず、早めに助けを求めよう

保護者の皆さんへ ~相談先をお子さんに知らせておきましょう!~

契約などに関して不審に思ったときやトラブルに巻き込まれたときは、『消費生活センター』に相談しましょう。



消費生活センター窓口一覧

● 平日の窓口

市の窓口

市消費生活センター
市役所 西館2階 28番窓口

☎ 054・643・3305

受付時間 / 平日午前9時~午後4時

県の窓口

静岡県中部県民生活センター

☎ 054・202・6006

受付時間 / 平日午前9時~午後4時

● 休日の窓口

国の窓口

消費者ホットライン ☎ 188

受付時間 / 土・日・祝日午前10時~午後4時

(市外に転出した場合は、消費者ホットライン188に電話すると居住地の消費生活センターにつながります)

